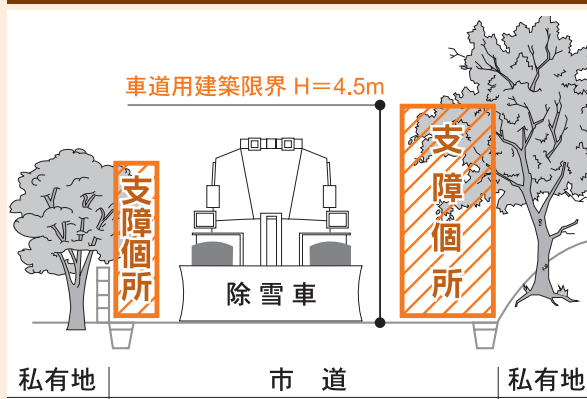




除雪の基本方針

- ◎道路パトロールで路面の状況を把握して、初期除雪の完全実施に努めます。
- ◎交差点周辺は、歩行者や車両の見通しが悪くならないように除雪します。
- ◎路面凍結が予想される急な坂道や主要交差点、橋などには凍結抑制剤を散布します。
- ◎踏切に近接して積もった雪を除去し、見通しの確保に努めます。
- ◎歩道の除雪は、通園通学路を優先し、横断歩道など歩行者通路の確保に努めます。
- ◎路肩に積もった雪は、交通に支障を来さないよう早めに運搬・排雪します。

道路に出ている樹木の枝切りをお願いします



道路にはみ出ている樹木の枝などは、通行の妨げになるばかりか、除雪作業の支障となります。除雪の際には、道路の全幅と高さ4.5mまでを確保する必要がありますので、降雪前にご自分の樹木の確認と支障箇所の枝切りをお願いします。

南バイパス側道は通行出来ません

国道103号南バイパスの側道(山田渡～池内間)は、冬期間通行止めとなります。

問 土木課 ☎43-7079

排雪をお手伝いします

町内会単位の排雪作業に、除雪車両などを出してお手伝いします。作業を行うときには、町内の皆さんの積極的な参加をお願いします。

申・問 土木課 ☎43-7079

ボランティア保険への加入を補助します

町内会や自治会で、除雪や雪下しなどのボランティア活動を実施する場合、危険が伴う作業をするかた(5人まで)の保険料を市で負担します。

申・問 総務課 ☎43-7025

除雪ボランティア・除雪機の貸し出し

社会福祉協議会では、障害者や高齢者宅に除雪ボランティアを派遣します。また、町内会やPTAなどが集団で除雪をするときに、除雪機を貸し出します。

申・問 社会福祉協議会 ☎42-8101



④1台の路上駐車場で除雪効率がダウン

路上駐車車両があると、その周辺は除雪が出来なくなり、作業が大幅に遅れます。また、雪をかぶった駐車車両は、夜間などは発見が困難になり事故につながることもあります。路上駐車は絶対にやめてください。

重大な事故につながる恐れもありますので、道路への雪出しは絶対にやめてください。

⑥雪押し場の提供に

ご協力ください

道路わきに雪がたまると、道路が狭くなってしまったため、たまった雪を押す場所が必要になります。雪を押す場所が多いほど道路の幅が広くなりますので、利用可能な空き地をお持ちで、雪押し場に

道路と車庫などの段差に置いてある鉄板などは、大変危険です。雪で見えなくなると除雪の際の事故につながりますので、冬期間は撤去してください。



⑤鉄板などを置かないで

⑧消火栓・防火水槽の除雪にご協力ください

消火栓や防火水槽は、皆さんの生命や財産を火災から守る大切な施設です。これらが雪に埋めれると、火災のときにす



⑦河川に雪を捨てると洪水の危険

提供して下さるかたは土木課へお知らせください。

河川に大量の雪を捨てると、水をせき止めて洪水を起こす可能性があります。排雪は決められた場所(6・7ページに掲載)をお願いします。

また、消火栓の破損などを発見された場合は、消防署へご連絡ください。

問 消防本部警防課警防係 ☎43-4151

ぐに使用出来ない恐れがありますので、お近くの消火栓周りの除雪にご協力ください。

